

社援発0913第3号
令和6年9月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215012号厚生労働省社会・援護局長通知「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>16,300</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td style="padding: 5px;">原則として、<u>18,100</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>18,100</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>15,100</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td style="padding: 5px;">原則として、<u>16,800</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>16,800</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>18,100</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>16,800</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								